

## 平成31年度 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会介護職員初任者研修 学則

### 第1条 事業者の名称及び所在地

名称：社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

所在地：三重県桑名市常盤町51番地

### 第2条 事業の目的

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う本研修事業は、その介護の習得・普及に必要な知識及び技術を学び、その役割と福祉現場での雇用就業機会の創出または、地域ボランティア活動へ結びつき、地域住民の福祉に対する興味、関心を目的とし、研修事業を実施する。

### 第3条 研修事業の名称及び実施課程及び形式

名称：社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 介護職員初任者研修事業

実施課程：介護職員初任者研修課程

形式：通学形式

### 第4条 年度事業計画

研修日程：2019年5月26日（日）～2019年11月24日（日）

募集人員：19名

### 第5条 受講対象者

18歳以上の者で、在宅介護技術の基礎的知識・技能の修得に熱意のある者。但し、18歳以上の高校生については保護者の同意を必要とする。

2 心身に障害等がある者については、その事が全課程受講に支障がないと本会が判断した場合に限り受講を認める。

### 第6条 研修参加費

市内に住所がある方 50,760円（テキスト込・税込）

市外に住所がある方 56,160円（テキスト込・税込）

### 第7条 使用教材

テキスト：初任者研修課程テキスト 全3巻セット 株式会社 日本医療企画

### 第8条 研修カリキュラム

別表（第1-2号様式）のとおり

第9条 講義・演習室として使用する会場の名称、所在地

講義・演習実施会場：桑名市長島町松ヶ島 66 番地

長島デイサービスセンターほほえみ 介護者教育室

第10条 科目ごとの担当講師名一覧

別表（第7-3号様式）のとおり

第11条 募集手続き及び本人確認の方法

受講手続きは、別に定める募集要項に従い、本会へ申し込むこととする。

また、受講者は、受講申込受付時または初回の講義時に、下記の公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

公的証明書

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③健康保険証
- ④年金手帳
- ⑤国家資格を有するものについては、免許証または登録証
- ⑥在留カード等
- ⑦住民基本台帳カード
- ⑧戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票

第12条 科目の免除

特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の介護等の実務経験を有する者※が研修を受講する場合は「(1) 職務の理解」の科目を免除することができる。

但し、免除要件確認は、「実務経験証明書」を提出すること。

第13条 研修修了の認定方法

受講すべき科目をすべて履修後、修了評価筆記試験を実施し、試験問題の6割以上の正答をもって修了者と認定する。

なお、修了評価筆記試験の6割に満たない場合は、再度修了評価筆記試験を行い、6割以上の者を修了認定とする。また、上記の試験とは別に参考として講義・実技の習熟度を確認するための評価を行う。

第14条 研修出席者の取扱い

毎回講義時、指定された出席簿に自筆にてサインを行う。

## 第15条 補講の取扱い

受講は、本会の全日程に参加し履修することが基本であり、欠席者、遅刻者には履修を認めない。但し、やむを得ない場合に限り欠席及び遅刻した科目につき補講を認める。

### (1) 実施方法

①事業者が、当該研修に追加して行なう。

②欠席、及び遅刻した科目について、本会が認めた限り、本会の斡旋する他の三重県の介護職員初任者研修事業者指定を受けた実施機関で補講を受け所定の単位を補うこととする。

③講師の都合で、①、②が開催できない場合は、欠席した科目及び欠席時間を判断の上、1200文字以上の課題レポート提出等で代替とする。

### (2) 補講料

①演習1時間につき2,000円

②レポート課題1回につき3,000円

## 第16条 受講の取消

次の各号1つでも該当する受講を取り消すことがある。

なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者への受講料等の返還は行われな

(1) 学習意欲が著しく掛け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者

(3) 理由なく無断欠席が2回以上の者

## 第17条 修了証明書の交付

第13条で適切と認めた方は「三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本会において交付する。

## 第18条 修了者の管理

修了者は修了者名簿に記載し、三重県指定の様式に基づき知事に報告する。

修了証明書等に紛失等があった場合には、修了者の申し出により再発行を行う。なお、その際には発行手数料として1,000円を負担するものとする。

## 第19条 情報開示するホームページアドレス

<http://www.kuwana-shakyo.com/>

## 第20条 研修事業執行担当部署名

研修受講に関する連絡先、担当者

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 本所 地域福祉課 担当者 内田悦子

〒511 - 0062 桑名市常盤町5 1 番地

TEL (0594) 22-8218 FAX (0594) 23-5079

第21条 その他研修実施に係る留意事項

この学則に定めるもののほか、必要な事項については研修実施事業所が定める。

第22条 附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

※ 第12条における、1年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上でありかつ180日以上介護等の業務に従事した者をいう。1日の勤務時間は問わないものとする。